

まちづくり活動検討委員会の役割

高知市まちづくり活動検討委員会条例

1 設置の目的(条例第1条)

本市におけるまちづくり活動を推進するため、高知市まちづくり活動検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

→『高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例』に基づき、市民、NPO、事業者、及び市が互いにパートナーシップの構築に努め、協働して住みよいまち、豊かな地域社会の実現に向けた取り組みを行っていくための各種施策の推進に関する事項などについて、調査及び審議を行う。

2 所掌事項(条例第2条)

委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行うものとする。

- (1) 市民活動（※）に係る施策の推進に関する事項
- (2) 地域コミュニティに係る施策の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会の設置目的を達成するために必要な事項

※市民活動・・・まちづくりに係る活動であって、市民等が自主的に行う営利を目的としない公益性のあるものをいう（宗教的活動及び政治的活動を除く）。

→ファンド事業などを通じた、まちづくり活動団体への支援を始めとした、市民活動に係る施策のほか、町内会や地域内連携協議会など、地縁団体の活動に対する支援に係る施策などについても、改善したらよい点、気がついた点などを検討し、市長に提案や意見を述べる。

→具体的に動きだしているしくみなどを調査し現状の確認・情報交換などをする。

3 組織について(条例3条～第5条)

- ・市の附属機関
- ・委員 10 人以内、任期1年
 - ① 学識経験を有する者
 - ② 市民活動を行う者
 - ③ 本市職員
 - ④ 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- ・委員の中から互選により、委員長、副委員長を選出

4 会議について(運営等)

- ・令和2年度は年に3回予定。
- ・公開を原則とする開かれた委員会として開催する。
- ・その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市の関係部局その他の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。